

家計急変世帯向け緊急支援給付金 Q & A

質問	住民税非課税世帯向け緊急支援給付金又は家計急変世帯向け緊急支援給付金は、支給要件を満たす場合は、それぞれ又は複数回支給を受けることができますか。
答え	いずれの給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は、給付金の区分に関わらず、原則として、再度支給を受けることはできません。（住民税非課税世帯向けの緊急支援給付金の支給を受けた世帯の者を含む世帯は、家計急変世帯向けの緊急支援給付金の支給を受けることはできません。逆の場合も同様です。）

質問	家計急変世帯に該当するかは、収入の種類は、給与収入、事業収入または不動産収入、年金収入の4種類で判断することになりますか。
答え	給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税のものは除く）の経常的な収入により判断します。また、これ以外の収入は勘案しません。

質問	収入の減少はありませんが、出生した子どもを新たに被扶養者としたこと等により、令和4年度住民税課税である者が、住民税非課税相当の水準となる場合は、家計急変世帯に該当しますか。
答え	今般の給付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して支給するものとする趣旨に鑑み、このような場合も、予期せず家計が急変した世帯に該当します。

質問	家計急変世帯の申請について、「基準日（令和5年3月1日）の翌日以降の、同一住所における世帯分離は同一世帯とみなす」とありますが、この場合の支給対象は誰ですか。
答え	原則として、世帯分離前の世帯主となります。

質問	家計急変世帯への給付については、「住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯」は対象となりますか。
答え	住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

質問	1年間の収入月が特定月に生じる業種の場合、どのような取扱いとなりますか。
答え	<p>家計急変世帯に対する給付は、予期せず家計が急変したことにより収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける閑散期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、予期せず家計が急変したことにより収入が減少したわけではないため、支給要件を満たしません。天候不順等による減少についても、同様に、支給要件を満たしません。</p>

質問	定年退職により収入（所得）が減少し、非課税水準となる場合は、どのような取扱いとなりますか。
答え	定年退職により収入が減少し、非課税水準となった場合は対象となりません。